

2023年 3月24日

社会福祉法人 リデルライトホーム
次世代育成支援対策推進法 女性活躍推進法 一般事業主行動計画

男女ともに職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年 4月 1日～2025年3月31日まで

2. 内容

目標1：子の看護休暇を小学校2年生までの子を養育する職員を対象とした、子の看護休暇制度を導入する。

<対策>

- 2023年 6月 制度導入準備
- 2023年10月 制度導入
- 2023年 ポータルサイトにおいて職員へ周知

目標2：女性職員の育児休業取得率を80%以上とする。
男性職員の育児休業取得率を30%以上とする。

<対策>

- 2023年4月～2025年3月
定期的に職員会議やポータルサイトにおいて育児休業等の周知、取得推進